

契約番号 2025022885-10

工事名 市道尾上3号線橋梁上部架設工事(7-1)

質問1

入札公告に記載の同種工事施工実績は、企業として実績を有していれば、配置予定技術者は同種工事实績を有する必要はないという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。

回答1

公告文中、Ⅲ入札に参加する者に必要な資格に関する事項「6 同種工事施工実績」については、公告文に記載の条件を満たす施工実績を、企業として有していることを求めています。配置予定技術者については、「6 同種工事施行実績」を満たす必要はありません。

質問2

工事内訳表 項 0-0007、シール材、バックアップ材について、単価採用もとと、採用もとの正式製品名・規格等詳細のご明示をお願い致します。

回答2

シール材は、物価資料の◇地覆・壁高欄部用における「シール材 シリコン系 プライマー含む」にて積算しています。

バックアップ材は、物価資料の◇地覆・壁高欄部用における「バックアップ材 ウレタンフォーム」にて積算しています。

質問3

内訳書 10 項 排水パイプ VP40(直管) L=1050 は硬質ポリ塩化ビニル管 一般管でよろしいですか。違う場合出展場所、掲載の名称、詳細な規格を開示願います。また見積参考資料 5 その他(9)に1本当たり単価計算方法の説明がありますが物価資料の平均はmあたりに換算後ですか、あるいは1.05 を乗じた後ですか。平均値を算出後、単数処理を行いますか、行う場合、単数処理の方法を開示願います。

回答3

物価資料に記載の硬質ポリ塩化ビニル管(一般管 VP 径 40 長 4.0m)です。計算方法については、各物価資料に記載の単価をそれぞれmあたりに換算し、それらに1.05 を乗じた後、平均値を算出し、最後に1円未満切り捨てとして単数処理をしています。

質問 4

工事内訳表（項 0-0010）の排水パイプ VP40（直管）について、硬質ポリ塩化ビニル管（一般管 VP 径 40 長 4.0m）と考えてよろしいでしょうか。また、丸め方が記載されていますが、延長 1.05m を乗じた最後だけ 1 円未満切り捨てでしょうか。それとも、m 当りに換算した時点の単価も同様に、1 円未満切り捨てでしょうか。

回答 4

回答 3 のとおりです。

質問 5

工事内訳表 項 0-0010、排水パイプ VP40（直管）、L=1050 の単価採用もとと、単価算出方法等詳細、または採用単価のご明示をお願い致します。

回答 5

回答 3 のとおりです。

質問 6

施工 第 1 号、第 2 号 ゴム支承 A タイプ（パッドタイプ）出展場所及び掲載の名称を開示願います。

回答 6

施工 第 1 号、第 2 号のゴム支承 A タイプ（パッドタイプ）は物価資料に記載されており、各記載名称は、ゴム支承◇パッド型支承 平成 16 年度版支承便覧仕様「製品厚 59 mm 10 mm×3 層」と「製品厚 71 mm 14 mm×3 層」、及び ゴム支承 (1) - パッド型 - 「製品厚 59 mm 10 mm×3 層」と「製品厚 71 mm 14 mm×3 層」にて積算しています。

質問 7

施工代価表（第 0-0001～0002 号表）のゴム支承材料について、建設物価記載のパット型支承（平成 16 年度版支承便覧仕様）と積算資料記載のゴム支承パット型の平均と考えてよろしいでしょうか。

回答 7

そのとおりです。

|                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>質問 8</p> <p>工事内訳表 項 0-0005、施工 第 0-0001、0-0002、で見込まれている無収縮モルタルについて、単価採用もとと、採用もとの正式製品名・規格等詳細のご明示をお願い致します。</p>                                |
| <p>回答 8</p> <p>岡山市公共工事設計資材単価表の「無収縮モルタル」にて積算しています。</p>                                                                                         |
| <p>質問 9</p> <p>工事内訳表（頁 0-0005）の無収縮モルタルについて、詳細な規格（メーカー名、製品名、型番など）を教えてください。また、単価資料元を教えてください。物価資料 2 誌の平均でしょうか。岡山県公共工事設計資材単価表でしょうか。</p>           |
| <p>回答 9</p> <p>回答 8 のとおりです。</p>                                                                                                               |
| <p>質問 1 0</p> <p>施工代価表（第 0-0001～0002 号表）の無収縮モルタルについて、詳細な規格（メーカー名、製品名、型番など）を教えてください。また、単価資料元を教えてください。物価資料 2 誌の平均でしょうか。岡山県公共工事設計資材単価表でしょうか。</p> |
| <p>回答 1 0</p> <p>回答 8 のとおりです。</p>                                                                                                             |

|                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>質問 1 1</p> <p>工事内訳表（頁 0-0004）の防蝕材（CR スポンジ）について、単価資料元を教えてください。建設物価 1 誌の単価を採用でしょうか。岡山県公共工事設計資材単価表でしょうか。</p> |
| <p>回答 1 1</p> <p>建設物価 1 誌の単価で積算しています。</p>                                                                    |

質問 1 2

施工代価表（第 0-0004～0005 号表）の変位制限装置材料について、建設物価と積算資料（別冊）に記載の東京ファブリック製と考えてよろしいでしょうか。

回答 1 2

そのとおりです。

質問 1 3

施工代価表 第 0-0006 号表 橋台背面からの PC 桁架設工において、架設は 160 t トラッククレーンにて計上されておりますが、実施工において使用するクレーンが変更になった場合、変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。

回答 1 3

160 t クレーンの使用に問題はないと考えております。

使用するクレーンの変更についてですが、設計変更がやむを得ないと判断された場合に限り、岡山市工事請負契約約款第 1 8 条（条件変更等）による協議の対象とします。

質問 1 4

施工代価表（第 0-0006 号表）のトラッククレーン賃料について、長期割引有りで計上されていますか。全体（15 本当り）を日数換算しても、1.15 日程度で、1 カ月に満たないと思います。長期割引有りの日当り単価で計上されている場合、受注後に、長期割引無し単価及び実際のリース日数（整数）に変更協議していただけますか。

回答 1 4

トラッククレーン賃料については、長期割引有りで積算しています。

岡山市は建設機械賃料については、長期割引を行った賃料としますので、設計変更の対象としません。

質問 1 5

施工 第 0-0007 号表について、歩掛採用もと（積算基準書での内容等）のご明示をお願い致します。

回答 1 5

土木工事標準積算基準書（下巻）における「PC 橋架設工」の「5-2-3 コンクリート工歩掛 表 5.4 コンクリート歩掛」の桁区分「プレテンション床版桁」にて積算しています。

質問 16

施工代価表 10 号表 定着装置について、「シングルストランド工法 後付用 40T 型 1T17.8」を採用と考えてよろしいですか。違う場合は、物価資料記載の名称・規格等を詳しくご教示ください。

回答 16

そのとおりです。

質問 17

施工 第 10 号 定着装置（緊張側）定着装置（固定側） 名称、規格の詳細。出展場所を開示願います。

回答 17

定着装置（緊張側）、定着装置（固定側）いずれも、岡山市公共工事設計資材単価表の「定着装置（シングルストランド後付用）1T17.8」にて積算しています。

質問 18

施工 第 0-0010 号表にて計上されている定着装置（緊張側）、（固定側）それぞれについて、単価採用もと、採用もとでの正式製品名、規格等詳細、または、採用単価のご明示をお願い致します。

回答 18

回答 17 のとおりです。

質問 19

施工代価表（第 0-0010 号表）の定着装置（緊張側）について、詳細な規格（メーカー名、製品名、型番、工法名、後付、埋込など）を教えてください。また、単価資料元を教えてください。物価資料 2 誌の平均でしょうか。岡山県公共工事設計資材単価表でしょうか。代価表記載の 1S17.8 という規格の製品は、物価資料（本）に記載が無く、WEB 建設物価にケーブル用アンカープレート及びケーブル用アンカープレート（スリーブ付）が記載されています。WEB 建設物価の単価と物価資料（本）の 1T17.8 用のグリップを加算した単価を採用でしょうか。

回答 19

回答 17 のとおりです。

質問 2 0

施工代価表（第 0-0010 号表）の定着装置（固定側）について、詳細な規格（メーカー名、製品名、型番、工法名、後付、埋込など）を教えてください。また、単価資料元を教えてください。物価資料 2 誌の平均でしょうか。岡山県公共工事設計資材単価表でしょうか。代価表記載の 1S17.8 という規格の製品は、物価資料（本）に記載が無く、WEB 建設物価にケーブル用アンカープレート及びケーブル用アンカープレート（スリーブ付）が記載されています。WEB 建設物価の単価と物価資料（本）の 1T17.8 用のグリップを加算した単価を採用でしょうか。

回答 2 0

回答 1.7 のとおりです。

質問 2 1

施工代価表（第 0-0011 号表）の備考欄に、供用日は小数点第 1 位切り上げとありますが、整数計上という意味でしょうか。

回答 2 1

そのとおりです。

質問 2 2

施工 第 0-0012 号表の足場工について、歩掛（積算基準書での内容等）や施工単価採用もとのご明示をお願い致します。

回答 2 2

土木工事標準積算基準書（下巻）における「PC 橋架設工」の「5-5 足場工及び防護工」の「（2）側部足場」にて積算しています。

質問 2 3

施工 第 13 号、14 号、15 号、16 号表 伸縮継手装置は誘導板や二重止水構造のないものでよろしいですか。

回答 2 3

伸縮継手装置は誘導板や二重止水構造のないもので積算しています。

質問 2 4

施工代価表（第 0-0013～0016 号表）の伸縮装置材料について、物価資料記載の標準品の単価と考えてよろしいでしょうか。（誘導板付や二次止水付ではないと考えてよろしいでしょうか。）

回答 2 4

そのとおりです。

質問 2 5

施工代価表 13～16 号表 伸縮継手装置（材料費）について、「誘導板付き」、「二重止水構造付」、「二重止水構造付・誘導板付き」、付いていないもの、のうち、付いていないものを採用と考えてよろしいですか。

回答 2 5

そのとおりです。

質問 2 6

施工 第 0-0022、0-0023 号表で計上されている高欄兼用車両防護柵について、採用もとの正式製品名、規格等詳細のご明示をお願い致します。

回答 2 6

物価資料の◇高欄兼用（1）＜鋼製＞丸ビーム型 C（SP）高 850 mm ビーム本数 3 本スパン 2.0m と、C（SP）高 1000 mm ビーム本数 4 本スパン 2.0m、及び 高欄兼用車両防護柵《鋼製》種別 C 丸ビーム・横棧型 ビーム数 3 高 850 mm スパン 2.0m と、種別 C 丸ビーム・横棧型 ビーム数 4 高 1000 mm スパン 2.0m にて積算しています。

質問 2 7

施工代価表（頁 0-0022～0023 号表）の防護柵材料について、詳細な規格（メーカー名、製品名、型番など）を教えてください。縦棧型（格子ビーム付）ではなく横棧型と考えてよろしいでしょうか。また、単価資料元を教えてください。物価資料 2 誌の平均でしょうか。岡山県公共工事設計資材単価表でしょうか。

回答 2 7

回答 2 6 のとおりです。

質問 2 8

施工 第 24 号、25 号表 橋名板、及び橋歴板は共通仮設費率、現場管理費率の対象外、一般管理費にのみ経費対象となりますか。

回答 2 8

橋名板、及び橋歴板は共通仮設費、現場管理費、一般管理費の経費計算の対象となります。

質問 2 9

施工代価表（頁 0-0024～0025 号表）の橋名板及び橋歴板の材料単価は、一般材料と考えて、経費計算の対象でしょうか。（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）

回答 2 9

そのとおりです。

質問 3 0

施工代価表 第 0-0039 号表 重建設機械分解組立輸送において、実施工において使用するクレーンが変更になった場合、変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。

回答 3 0

設計の仕様で問題はないと考えております。

使用するクレーンの変更についてですが、設計変更がやむを得ないと判断された場合に限り、岡山市工事請負契約約款第 1 8 条（条件変更等）による協議の対象とします。

質問 3 1

桁搬入については吉備線を横断することになりますが、別途、JR との協議が必要になる等問題はありませんか。

回答 3 1

通行に問題があるとは考えておりません。しかし、今後協議の結果により、設計変更がやむを得ないと判断された場合に限り、岡山市工事請負契約約款第 1 8 条（条件変更等）による協議の対象とします。



質問 3 2

伸縮継手装置設置工（新設）において、マスタートップ費用を計上する必要があるがござい  
ます。変更協議の対象としてよろしいでしょうか。

回答 3 2

本工事において、マスタートップは不施工です。図面にはマスタートップが記載されて  
おりますが、なしとして積算をしてください。